（登録認証機関の業務の休廃止の届出）

第五十条　法第二十二条第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十一号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第五十一条　法第二十三条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十三条第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録認証機関の帳簿）

第五十二条　登録認証機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

2　法第二十七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一　認証を申請した者の氏名又は名称及び住所

二　認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

三　認証の申請を受理した年月日

四　認証の申請に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

五　認証の申請に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

六　認証をするかどうかを決定した年月日

七　（略）

八　認証をすることを決定した場合にあっては、当該認証に係る認証番号

九　認証に従事した者の氏名

3　（略）

（格付を行う外国取扱業者の認証の申請）

第五十三条　第二十五条の規定は、法第三十条第一項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十五条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

（登録認定機関の業務の休廃止の届出）

第五十条　法第十七条の八第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、別記様式第十一号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第五十一条　法第十七条の九第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第十七条の九第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認定機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録認定機関の帳簿）

第五十二条　登録認定機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

2　法第十七条の十三の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定を申請した者の氏名又は名称及び住所

二　認定を申請した者の製造業者等（法第十四条第一項の認定を受けようとする者に限る。）、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、指定農林物資の輸入業者（法第十五条の二第一項の認定を受けようとする者に限る。）、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

三　認定の申請を受理した年月日

四　認定の申請に係る農林物資の種類

五　認定の申請に係る工場、事業所若しくはほ場の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所

六　認定をするかどうかを決定した年月日

七　（略）

八　認定をすることを決定した場合にあつては、当該認定に係る認定番号

九　認定に従事した者の氏名

3　（略）

（外国製造業者等の認定の申請）

第五十三条　第二十五条の規定は、法第十九条の三第一項の認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条中「登録認定機関」とあるのは「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「第二十九条第一項各号」とあるのは「第五十五条において準用する第二十九条第一項各号」と読み替えるものとする。